

第5章 計画推進のための具体的な取組み

「岩見沢市障がい福祉計画（第1期）」では、「岩見沢市障がい者福祉計画」の「障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指す。」という基本理念や、同計画に掲げる「施策の方向」に基づく、次のような各種の取組みについて定めるとともに、法令改正、ニーズや社会環境の変化に対応するための柔軟な検討を行うこととしています。

「岩見沢市障がい福祉計画（第2期）」では、これらの取組みについて、平成20年度までの目標値の達成状況などをもとに、重点的に取り組むべき事項について新たに定めることとします。

1 地域生活を支えるための取組み

「共生社会」の実現という基本理念のもとでの地域移行とは、単に施設や医療機関から出るのではなく、地域の一員として社会に参加することです。本計画での地域移行の推進にあたっては、北海道や関係機関、出身市町村などとも連携し、その人の意志に基づき、その人が最もその人らしい暮らしを送ることができる地域へ移行することを基本として、必要なサービスなどを提供することにより、障がい者の地域生活を推進します。

第2期計画では、第1期計画で定めた上記の「基本的な考え方」に基づき、障がい者の地域生活をさらに推進するため、障がいがあっても、安心して暮らせる地域づくりに重点を置くこととし、相談支援体制や自立支援協議会の機能の充実、虐待の防止、防災対策等の事項について、地域における幅広いネットワークづくりとあわせて、取組みを強化していくこととします。

(1) 相談支援体制の確保

- ▶ 自分らしい暮らしを実現するためには、障がい者自身が利用できるサービスなどの必要な情報をいつでも入手できる仕組みづくりが必要です。相談支援窓口や市ホームページ、地域の民生委員児童委員、障がい者相談員などを通じた、情報提供体制の一層の充実を図ります。
- ▶ 障がい者からの相談に総合的に対応するためには、行政やサービス提供事業者、関係機関などがそれぞれの立場からだけでなく、互いに連携を図りながら、中立・公正な立場で利用者本位の相談支援を行うことが必要です。障がい者の暮らしを支えるため、これら関係機関によるネットワークの充実に努めます。
- ▶ 相談支援事業の利用を促進するためには、身近な場所で気軽に相談支援が利用できることが重要です。市内の社会資源を有効に活用することなどにより、相談支援体制の充実に努めます。
- ▶ 利用者の希望する自分らしい暮らしや必要とするサービスなどは、一人ひとり違います。あらゆる事例に的確な相談支援を行うため、北海道が実施する「障害者ケアマネジメント従事者研修」の積極的な利用などを通じて、相談支援担当職員の質の向上を図ります。
- ▶ サービスなどを自ら選択・決定することが困難な人の権利を擁護するため、成年後見制度などの周知と利用の促進を図ります。
- ▶ 障がいのある人や家族が、一人で課題などを抱えこむことのないよう、障がい者団体などと連携し、障がいのある人や家族同士の交流の機会の充実に努めます
- ▶ 誰もが利用しやすい相談支援体制を構築するとともに、地域における相談支援ネットワークの中心的役割を果たす場所として、相談支援拠点の充実を図ります。
- ▶ 北海道が委嘱する障がい者相談員、地域の民生委員児童委員などと連携し、障がいのある人にとって身近で気軽な相談相手を地域に点在させ、誰に相談しても全体の相談支援ネットワークにつながる仕組みづくりを進めます。
- ▶ ボランティア団体などと連携し、既存の法律や制度で対応しきれないインフォーマルサービスの充実と普及に努めます。

(2) 自立支援給付(介護給付)

- ▶ 障がいがあっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、居宅介護などの訪問系サービスや、生活介護などの日中活動系サービスの充実と確保に努めます。
- ▶ 事業者が提供する各種の介護給付サービスについて、事業者間の連携の強化により、質の向上に努めます。

(3) 地域生活支援事業

自立支援給付では対応しきれない、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供するため、地域生活支援事業として、以下のサービスを実施します。

▶ コミュニケーション支援事業

- 意思の疎通に支障がある聴覚障がい者の方が、社会生活のために必要な手続きを行う際などに、手話通訳者を派遣し、コミュニケーションの確保を支援します。ま

た、消防などとも連携し、医療機関に緊急の受診が必要となった場合などでも、適切な意思伝達手段が確保されるよう努めます。

- 点訳や音訳などの活動を行うボランティア団体の活動など、障がいのある人とならない人がともに支えあう取組みを促進します。

▶ **日常生活用具給付事業**

- 障がいの特性や家庭環境に対応した、日常生活を容易にするための用具を給付します。

▶ **移動支援事業**

- 地域で生活する障がい者が、当たり前に出外し社会に参加することができるよう、自立支援給付の中では対応できない外出の際の支援を行います。

▶ **日中一時支援事業**

- 普段、一緒に暮らしている人が急病の際や、通常、日中に活動している場が利用できない場合などに、一時的な日中活動の場を提供します。

(4) 居住の場の確保

- ▶ 市営住宅などの整備の際には、誰もが使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、民間の賃貸住宅などには、その普及についての啓発に努めます。
- ▶ 障がい者が地域において安心して生活できるよう、グループホームやケアホームのサービスを含めた居住の支援に努めます。

(5) 地域の理解を深めるための取組み

- ▶ 障がい者が地域で暮らし、社会に参加するためには、地域全体とともに支えあう仕組みづくりが必要です。ノーマライゼーションの理念の普及を中心として、地域の理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ▶ 幅広い年代で、障がいのある人とならない人が、自然に交流できる機会の拡大に努めます。
- ▶ 災害時要援護者を地域社会全体で支援するための市民意識向上に向けた取組みを進めます。

2 自立を支援するための取組み

障がいがあっても、日常的な動作などの能力を高めたり、物理的な支障を排除することにより、自立した生活を送ることができる可能性は飛躍的に高まります。

また、就労は、障がいの有無に関わらず、自立のための重要な要素のひとつです。

自立生活に必要な能力を高めるための訓練を促進するとともに、物理的な環境を整えることを支援することにより、障がい者の自立を促進します。

第2期計画では、第1期計画で定めた上記の「基本的な考え方」に基づき、引き続き取組みを進めていくこととし、とくに就労支援や就労継続支援事業等における工賃向上に関する取組みを強化していくこととします。

(1) 就労支援

- ▶ 関係機関と連携し、事業主などに対し、障がい者雇用への理解を深めるための啓発と、各種制度などの普及促進に努めます。
- ▶ 就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどで作られた製品の販路拡大の支援に努め、障がい者自身の就労意欲の向上を図ります。
- ▶ 社会福祉施設から一般就労への移行事例などを調査・把握し、企業などの理解促進や障がい者自身の就労意欲向上のための取組みに活用します。
- ▶ 障がい者が就労に対し意欲的に取組めるよう、関係機関との連携を強化し、就労に関する相談や情報提供などの機会の充実に努めます。
- ▶ サービス提供事業者や各事業所と連携し、障がいのある人の就労体験の場の確保に努めます。
- ▶ 障がいのある人の就労の場を、市民との交流の場としても積極的に活用し、障がいに対する理解の促進に努めます。

(2) 自立支援給付(訓練等給付)

- ▶ 自立した生活に必要な能力を高めるため、自立訓練事業(機能訓練、生活訓練)などの利用を促進します。
- ▶ 就労のための能力を高めるため、就労移行支援事業の利用を促進します。
- ▶ 一般就労が難しい人の就労意欲に応えるため、就労継続支援事業を中心とした多様な福祉的就労の場の確保に努めます。
- ▶ 事業者間の情報交換などの連携を強化し、訓練等給付のサービスについて、一人ひとりのニーズに対応できるよう、サービスメニューの充実と質の向上に努めます。

(3) 地域生活支援事業

自立支援給付では対応しきれない、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供するため、地域生活支援事業として、以下のサービスを実施します。

▶ 日常生活用具給付事業

- 障がいの特性やライフスタイルに対応した、社会参加を容易にするための用具を給付します。

▶ 自動車改造費補助

- 身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がいの特性に応じた自動車の改造を支援します。

▶ 自動車運転技術取得費補助

- 身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得を支援します。

▶ 地域活動支援センター事業

- 就労と社会参加への意欲の向上を図るとともに、仲間同士が気軽に交流できる場として、地域活動支援センター事業を実施します。